

## 平成27年12月定例会会議録（第2号）

平成27年12月7日 月曜日 午前10時00分開議

渋谷 佐輔 議長 五十嵐 智洋 副議長

### 出席議員（16名）

1番	宇津木 正紀	議員	2番	浅野 敏明	議員
3番	金子 豊美	議員	4番	内谷 邦彦	議員
5番	平 進介	議員	6番	鈴木 富美子	議員
7番	渡部 秀樹	議員	8番	今泉 春江	議員
9番	梅津 善之	議員	10番	赤間 泰広	議員
11番	小関 秀一	議員	12番	五十嵐 智洋	議員
13番	蒲生 光男	議員	14番	安部 隆	議員
15番	町田 義昭	議員	16番	渋谷 佐輔	議員

### 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

内谷 重治	市長	遠藤 健司	副市長
鈴木 一則	総務参事	松木 幸嗣	厚生参事
竹田 利弘	総合政策課長	齋藤 環樹	総務課長
渡邊 洋男	財政課長	谷澤 秀一	地域づくり推進課長
高石 潤一	税務課長	鈴木 広弥	市民課長
伊藤 亮一	健康課長	佐藤 隆	福祉あんしん課長
松木 満	子育て推進課長	堀越 俊一郎	監査委員
加藤 芳秀	教育長	遠藤 誠一	選挙管理委員会委員長
鈴木 榮一	農業委員会会長	孫田 邦彦	産業参事
横山 賢一	建設参事	遠藤 敏広	農林課長
川村 直人	商工観光課長	青木 邦博	建設課長
種村 正一	上下水道課長	渋谷 憲治	会計管理者兼会計課長
遠藤 敏男	教育総務課長	鈴木 博郎	学校教育課長
齋藤 理喜夫	文化生涯学習課長	佐野 安広	生涯スポーツ課長
鈴木 良弘	選挙管理委員会事務局長	高橋 洋一	監査委員事務局長

寒河江 新一 農業委員会事務局長

渋谷 正通 消防主幹

### 事務局職員出席者

飯澤 常雄 議会事務局長

小林 克人 補佐

若月 由紀 庶務主査兼庶務係長

鈴木 和夫 議事調査係長

安達 洋司 主任技士

### 議事日程（第2号）

平成27年12月7日 月曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 市政一般に関する質問

2番 浅野 敏明 議員

12番 五十嵐 智洋 議員

4番 内谷 邦彦 議員

6番 鈴木 富美子 議員

1番 宇津木 正紀 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

## 開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を行います。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、加藤弘二教育委員長から、本日7日から9日までの会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたのでご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順次ご指名いたします。

#### 浅野敏明議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位1番、議席番号2番、浅野敏明議員。

(2番浅野敏明議員登壇)

○**2番 浅野敏明議員** おはようございます。

市政一般に関する質問、1日目の1番目、創

生会の浅野敏明でございます。

このたびの一般質問では、スポーツに親しみ、明るく元気なまちづくりの視点で質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、通告書の内容で誤りがございましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

4番の2、第12回商工会議所全国青年部サッカー大会についてでございますが、第14回の誤りでございましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法から50年が経過した平成23年に、スポーツ基本法が制定されました。スポーツ基本法第2条の基本理念では、スポーツはこれを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたり、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならないとしています。また、法第4条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し実施する責務を有しています。また、法第10条では、地方公共団体は、国が定めるスポーツ基本計画をしんしゃくして、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。また、法第3章第1節スポーツの推進のための基礎的条件の整備等では、スポーツ推進のための基盤となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。また、第2節、多様なスポーツ機会の確保のための環境の整備では、地域におけるスポーツ振興など、多様なスポーツの機会を確保し、環境を整備するための施策が定められています。また、第4章、スポーツの推進に係る体制の整備では、地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県、市町村にスポーツ審議会等の機関を置くことができる規定や、